

燕市

育児短時間勤務給付金

令和7年
新制度

「つばめ子育て応援企業※」に勤務する従業員が2歳から3歳未満の子を養育するために育児短時間勤務を実施した場合、月数に応じて従業員に対して給付金を交付します。



給付額

月1万円

× 育児短時間勤務した月数

(注意) 予算に達し次第終了となります。

最大 12万円

要件

- つばめ子育て応援企業に勤務する従業員である。
 - 就業規則等で育児短時間勤務制度を設けられている。
 - 2歳から3歳未満の子を養育するための育児短時間勤務である。
 - 育児短時間勤務した月の月額賃金が、育児短時間勤務を開始した直前の月の月額賃金より1万円以上減っている。
- (注意) 育児短時間勤務を始める直前に、育休・産休等を取得していた場合は、それらを取得する前の月と比較する。

申請の流れ



「つばめ子育て応援企業※」の認定を取得したのち、申請書類をご用意ください。

※「つばめ子育て応援企業」認定制度

燕市では、従業員に対する子育て支援の取組を積極的に進めている企業を「つばめ子育て応援企業」「つばめ子育て応援企業プラス」として認定しています。



申請書類

- 交付申請書兼実績報告書
- 育児短時間勤務に関する労働協約又は就業規則の写し
- 雇用保険被保険者証の写し等雇用保険の被保険者であることが確認できるもの
- 母子手帳の写し等育児短時間勤務に係る子との関係を証明できるもの
- 育児短時間勤務申出書の写し
- 出勤簿の写し等育児短時間勤務状況及び開始した直前の月の勤務状況が確認できるもの
- 賃金台帳の写し等育児短時間勤務した期間の月額賃金及び開始した直前の月の月額賃金が確認できるもの
- 暴力団排除に関する誓約書
- 納税証明書（燕市外在住の場合）

申請書類等
はこちら

燕市 地域振興課 協働推進係
電話 0256-77-8361

✉ chiiki@city.tsubame.lg.jp

